

## 会議録要旨

会 議 名	第10回恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
日時・場所	平成24年6月11日（月）15:00～17:00 市民会館1階第1会議室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 雪下 章 相坂正一 高橋 修 藤本恵美子 大水亜希子 石垣周一 菅原宏輔 事務局 吉田次長 桑山課長 広中主査 大林主任

開会（横山委員長）	
<p>それでは会議を始めます。本日は、情報公開・情報共有に関して議論をしていただき、さらに条例で用いる文体についても話し合ってくださいと考えております。それでは事務局から情報公開・情報共有に関する資料の説明をお願いします。</p>	
<p>事務局 本日用意させていただいた資料は3点。情報公開・情報共有に関する他市の規定を抜き出したもの、恵庭市情報公開条例、恵庭市個人情報保護条例です。</p> <p>始めに、情報公開条例についてご説明いたします。恵庭市は、道内の市では2番目に早く情報公開条例を制定しました。条例で用意されている情報公開制度の代表的なものは公文書公開請求で、市長や他の執行機関が実施機関となり請求を受け付けることとなっています。請求に対しては「全部公開」「一部公開」「非公開」「公文書不存在」「存否を明らかにしない決定」などがあります。申請件数や決定内訳については、毎年度の状況を広報えにわでお知らせしています。平成21年度の申請件数は89件、全部公開53件、一部公開24件、非公開1件、不存在6件、取下げ7件となっています。22年度は申請件数56件、23年度は34件と減少傾向にあります。公開請求の主なものは、地図情報を扱う会社からの住居表示情報などの請求と契約関連の請求がこれまでは多くありました。この公文書公開請求権は、市民に限らず「何人も」請求することができますと規定されています。</p> <p>次に、個人情報保護条例ですが、市役所は大変多くの個人情報を有しています。この個人情報を市が勝手に目的外利用しないよう制限をしています。個人情報の開示請求は、ほぼ全てが介護認定の書類の開示請求です。</p> <p>公文書公開請求の決定に対する不服申立に係る審査や、個人情報の目的外利用の審査を行う情報公開・個人情報保護審査会を設置しており、主に市長から諮問された個人情報の目的外利用について審査を行っています。法令に定めがある場合を除き、目的外利用は、その個人情報を利用することによって侵害される個人の利益と利用することによって得られる公益を比較考量し、侵害が小さく、公益が大きい場合に限って許されます。審査会の審査を受けないで個人情報を目的外利用することは、条例によって禁じられています。</p> <p>最後に、他市の規定の傾向ですが、情報公開や個人情報保護については、情報公開条例に詳細な規定が置かれているためか、一般的な規定で、特に特徴的なものはないようです。</p>	
委員長	今の事務局の説明にご意見などをお願いします。
相坂委員	ご説明のあった審査会のメンバーというか構成はどのようになっていますか。
事務局	正確ではないかもしれませんが、公募の委員はいなかったと思います。学識経験者のような

方をお願いしていたと思います。
委員長 専門の方、例えば弁護士などが就任しているのでしょうか。
事務局 弁護士はいなかったと思いますが、司法書士の方はいらっしゃいました。
鎌倉委員 恵庭市のホームページで3月に審査した内容について公開されていました。民生児童委員に高齢者の名簿を渡すことについて審査していました。
委員長 高齢者の情報の取扱いについては、いろいろと問題もあるようですね。
高橋委員 町内会での災害時要援護者台帳の整備について、民生委員には提供できる情報でも防災サイドに対しては情報取扱いの問題から提供が困難ということで、最終的に手挙げ方式となった。災害のときに手助けが必要な方について、希望をする方に限って名簿掲載となっている。どちらをとるかという問題が悩ましく、守秘義務などが徹底されていない町内会に簡単に渡してほしくないということも分かる。
雪下委員 町内会では、昔と違って住んでいる人を十分把握していない。民生児童委員が持っている情報を必要としているが、町内会には教えてくれない。災害時に名簿に書かれた人だけ世話して、後は知らないでいいのかという議論になっている。
高橋委員 町内会組織がそれほど強固ではないことや、自分も被災するような災害時に実際どこまで援護できるかということを考えると、例えリストがあっても、やれる範囲でやれることをするだけなので、緩やかな運用にしかないと考えている。
泉谷委員 例えば、相当の時間と労力が必要だが、選挙人名簿の閲覧によって高齢者の所在を把握するという方法も考えられる。以前、町内会活動で、高齢者クラブというの作って月に何度も会うということをやった。そういうのを通じて繋がりを広げることを試みた。ほかに、東日本大震災の被災者支援を行おうと市内に避難している人を探したくても行政は教えてはくれない。そのため、様々な方策を通じて自分で出向いて探し当てるしかなかった。個人情報の保護というのは非常に難しい。個人の情報を教えるということが人権を侵害するようなことになるとは思わないのだが、非常に難しい問題だと思う。
委員長 どの自治体でも同じ問題を抱えています。町内会などの地域に担ってもらう地域福祉の推進に個人情報保護が問題となってきたりします。非常に悩ましい問題だと思います。
泉谷委員 秘密である個人情報を守るということは当たり前のこと。しかし、すべてを教えられないとするのは問題があるのではないかと。
小山副委員長 元々、個人情報が保護されるようになったのは、業者などが大量の個人情報を入手し、利用することを防ぐのが目的で、町内会活動などで知りえる情報などは対象ではなかったはず。しかし、現在のように個人情報が過敏に扱われるようになってしまったのは、役所が何にでも個人情報保護法を持ち出して情報を出さなくなったことが原因だと思う。民生児童委員が得た情報も守秘義務があると町内会に教えてくなくなった。個人情報保護ということが一人歩きしてしまい、一人一人の情報は何でもダメということになってしまった。その辺について市ではどのよ

うに認識しているか。
事務局 国でも消費者行政の中で過剰反応に対する対策というのを考えています。クラス名簿への情報掲載などを嫌がる場合などの事例をまとめた事例集を作り、自治体や消費者協会などに配布しています。
小山副委員長 学校のクラス名簿は、教材関連の業者が非常に欲しがっているのです、守るべき情報であると言えます。同窓会名簿などは高値で取引されているようです。
高橋委員 クラス名簿などは本来の使い方をしていただければ良いのですが、いろんな保護者の方がいらっしゃるので、何かの拍子でダイレクトメール業者などの手に渡ってしまうと問題が起きてしまいます。
松尾委員 広報に掲載されていた予算の概要で、恵庭駅前の土地区画整理事業に関連した特別会計の予算が激増していますが、全く説明がありません。情報提供としては不十分ではないでしょうか。情報の提供の仕方というものを考える必要があると思います。また、出資法人の情報公開についても、問題点などの状況を考察した情報も提供してもらいたい。
事務局 出資法人については、情報公開コーナーに書類を備え付けおりますが、それ以上の積極的な情報提供はしていなかったかと思います。
松尾委員 予算の内容について、広報で非常に丁寧に説明が行われています。しかし、区画整理の部分だけ説明がなく、意図的に隠しているのではないかと疑ってしまうくらいです。
高橋委員 個人情報の開示については、介護保険の認定審査表ばかりということでしたが、介護保険制度の中で情報開示は設けられていないのでしょうか。また、情報公開条例の中ではどのようなものの公開請求が多いですか。
事務局 介護保険制度では情報開示はないようです。公開請求は、地図情報に関連して住宅建築の情報や住居表示などの情報と、特定の方が特定のものを大量に請求することが続き、職員採用に関連する情報と工事関係の書類が多く請求されました。
委員長 業者からの請求というものも多いそうですね。
小山副委員長 地図情報という点では、GPSに連動して人の出入りまでをも把握できるシステムがあると聞きましたが、本当なのでしょうか。
鎌倉委員 グーグルのストリートビューでは自宅の周囲を見ることができる。問題があれば申し出るようにはされているが、問題になってはいる。学校のホームページを開くとストリートビューが出てきたりする。そこまで必要なかと疑問には思う。別の話だが、前回の選挙くらいから選挙人名簿の照合で台帳を隠すようになった。誰が投票に来たか分かるようになっているのは問題があった。また、千歳市のホームページでは、入力された情報は暗号化されますと表示されているが、恵庭市のホームページではされてない。イベントなどで来場者にアンケートを求めることがあるが、知りえた個人情報は他には使用しませんという表示をしてほしいと伝えたことがあるものの実現されていない。市も、情報を漏洩するという事はないのかもしれませんが、入手した情報は

<p>このように管理しているということを伝えることが必要なのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 ホームページのお話は、ウェブ上の入力フォームから個人情報を入力するときなどにSSLで暗号化するという事だと思いますが、恵庭市のホームページで入力フォームを用いているのは1つだけで、そこではSSLで暗号化しています。</p>
<p>小山副委員長 社会教育関係団体の公開の可否を尋ねる紹介がきた。おかしなことをするなあという印象を持った。個人情報保護を意識した取扱いなのだろうが、生涯学習指導者登録では、公開されることを承知して登録しているのに、うまく活用されていないのはそういった取扱いをしているからではないだろうか。</p>
<p>藤本委員 団体名までは公開するが、連絡先が個人宅などの場合、個人情報のため、公開の可否について紹介をするということだと思います。</p>
<p>事務局 一般的な個人情報の取扱いでは、例えば私たち公務員は、どの職場に何という名前の職員がいるかというものは、公務員としての地位に関する情報なので表に出せます。団体や法人の場合でも、団体名と代表者氏名までは団体に附属する情報なので公表できますが、その代表者がどこに住んでいるかということになると個人情報となるという取扱いです。</p>
<p>藤本委員 連絡先の電話番号が自宅の番号だった場合、公開していいか問い合わせるということになるのだと思います。</p>
<p>泉谷委員 市民活動を実際にやっていると、個人情報保護のため大変不便を感じることもある。生涯学習指導者登録は使い勝手が悪く、そのためえにわ知恵ネットがスタートした。それまでは、どこにどんな人がいて、どんな活動をしているのか全く分からなかった。</p>
<p>鎌倉委員 恵庭で詐欺事件が発生しました。パソコンから大量にメールが送られてきます。過剰反応かもしれませんが、メールアドレスの管理などは大事で、他には利用しませんという表示は安心感を与えるので行ってほしいと思います。</p>
<p>藤本委員 恵庭市は、個人情報保護条例で規制がされているので、その目的以外に個人情報を利用しないということは大前提としてあると思います。そこで、あえて他には利用しませんという表示をするかどうかは、その部署ごとの判断になると思います。また、行政間でも情報のやり取りは慎重になっていて、不自由を感じることもあります。子どもに関する情報についても、幼稚園で持っている情報を小学校に渡すことについて問題があるのか、本人に承諾を求めるものなのかなどは考えさせられます。保護者をどう介在させるのかなど難しい問題です。</p>
<p>小山副委員長 市民と行政と協働のまちづくりということを考えると、情報の共有というのは必要最小条件だと思う。個人情報が壁になって情報共有が図られないことになると、全く進められないことになる。</p>
<p>泉谷委員 まちづくりをするために個人の情報などは必要だろうか。実際に不便を感じることもあるが、まちづくりは人と人のつながりなので、情報をもらわなくてもできる。</p>
<p>雪下委員 つながりができた後は情報を提供してもらわないといけないということですね。</p>

<p>泉谷委員 個人情報でものを話すと町内会活動も支えあいもできない。それでも良ければ個人情報を出さなければいい。人対人の付き合いなのだから、ある程度は知ることになる。被災者の人を訪ねていくのには何ヶ月もかかっているが、実際に自ら出向いていくことが大事。</p>
<p>委員長 そういった現実の問題があるため、まちづくり基本条例での書き方も一般的な書き方に止まってしまうのかもしれない。情報共有という場合、行政が有する情報を市民に提供するというイメージでしょう。個人情報保護から入ってしまうと、何も書けなくなってしまうかもしれません。</p>
<p>鎌倉委員 情報公開・情報共有の部会員ですが、市民が持っている情報と行政が持っている情報を共有しないとまちづくりはできないと考えています。情報公開条例や個人情報保護条例を勉強しながら、それらで規制されているものを除き公開・共有するということを書けば良いと思います。情報公開は、記者会見、掲示板、ホームページなど様々な方法で行うことが大事だと思います。</p>
<p>泉谷委員 市民も行政も恵庭の地域課題は何かということを常に考えている。そのときに、やはり情報を知りたい。個人情報は不要で、地域課題についての情報がほしい。</p>
<p>松尾委員 あまり個人情報というものに拘ると、情報共有は進まない。そういう点では、皆さんと同じように考えています。</p>
<p>藤本委員 タウン情報などで、本人が了承すれば連絡先の個人住所や電話番号を広報やホームページに掲載しますが、広報は市内限定かもしれませんがホームページは全世界に公開していることになるので、そのことによって実際に何かしらの被害が発生していないかは気になります。</p>
<p>泉谷委員 活動をしている人は、そういう個人の情報がオープンになるのは覚悟の上です。先日、新聞に自分の活動が紹介されたが、その翌日に銀行を名乗る者から電話がかかってきた。取引のない銀行であることを告げたところ電話を切られた。確かにオープンにすることによるリスクはあるが、それは自分で管理すれば良いということである。</p>
<p>大水委員 個人情報保護条例で定められているとおり個人情報については保護するということを書いておけばいいと思う。その上でまちづくりに関して必要な情報はお互いに共有することなのだと思います。分かりやすく丁寧に情報提供するということも大事だと思います。</p>
<p>委員長 そうですね、行政情報というのは丁寧に分かりやすく説明しないと、内容が難しくなかなか市民も理解できない。そういったことから多くの市で「分かりやすく」「丁寧に」といった規定があるのだと思います。説明責任ということ、別の項目に盛り込んでいる市もありますが、情報公開に書いている市もあります。</p>
<p>石垣委員 情報公開条例や個人情報保護条例による規律がある中、まちづくり基本条例にどのように書くことができるのか考えさせられます。他市でも「別に条例で定めるところにより」としているところが多いですが、それらの条例と基本条例の関係を整理して書くことになると思います。本来、思想信条や生い立ちなどが秘密とすべき個人情報であったはずですが、現在では住所や電話番号、メールアドレスまでもが個人情報とされています。どこまでが個人情報になるのかということを考えたいと思います。</p>

菅原委員	日常、業務で市内、市外を問わず多くの個人情報を取り扱っています。権利に関する情報のため照会も多いですが、個人情報保護の観点から開示はできない取扱いです。不動産の所有者など、情報を知る権利がある人は良いのですが、様々な事情で切実に情報を欲している人に対しては、事情はすぐ分かるのですが情報を開示することができません。ケースバイケースで考えて取り扱うということもできず、画一的に線引きしなければならないというのが現実です。まちづくり基本条例にどこまで書き込めるかということでは、特色を持った内容にまではできないと思います。
委員長	事務局が用意した資料を眺めても、どの市の規定ぶりを見てもそんなに特色がある内容ではないと思います。特に個人情報の保護に関する部分では、「適正」という言葉を用いている自治体が多いかなと思います。
山口委員	取り扱う情報というのは市が保有する情報ということですね。市が保有する情報というのは多種多様にあるのだと思いますが、例えば対象となる公文書を見ただけで知りたいことが理解できるのでしょうか。入り口というか窓口まで示してほしいと思います。公開するのは当たり前だと思いますが、分からなかったときにどうするかというのを求めるのかなと思います。
委員長	一般的には、「速やかに情報提供」、「分かりやすく情報提供」などというように規定しているようです。
高橋委員	以前は、権利として市民に認めるという考えに立って情報公開をしていたと思いますが、札幌市の規定を見てみると、それ以外に提供についても積極的に行うとなっています。公開と提供については、意味を持たせて使い分けているのでしょうか。
委員長	公開条例に基づいて公文書を公開するのが公開で、もっと能動的に情報を出すことが提供と考えて良いと思います。
高橋委員	今想定できる情報提供の方法とはどういうものでしょうか。
事務局	まずは広報誌、ホームページ、窓口で説明、コミュニティーラジオなどでしょうか。
鎌倉委員	ほかに出前講座、市民のひろば、市主催の説明会、審議会等の公開などもあると思います。
委員長	芦別市では、具体的に「広報誌、公式ホームページなど」と媒体を書いています。
鎌倉委員	この条例は、市民から見て行政はこうなさいと書くような条例ですが、行政側から見て書くような事例はないのでしょうか。市民自身が持つ情報についてはどうでしょうか。
委員長	その場合、公開ではなく提供ということになるのでしょうか。
藤本委員	市民側に課すとすれば、情報収集に努めるということになると思います。
鎌倉委員	作業部会で、公正、公平、誠実とはどういう意味かという議論になり、抽象的な解釈になってしまい、みんなが持っているような基準によるのだらうと思いました。

高橋委員	情報公開というと、有るものを見せるということで、提供というと、提供するものを作るということになるのではないかと。提供するものについては、分かりやすく作るということを考えなければならないと思います。
委員長	分かりやすく行政が提供してくれないと市民は分からないということですね。
事務局	市が有する情報と市民が有する情報の話になりますが、市民が有する情報を他の市民に提供ということは条例には書けないのかと思われます。市民が有する情報を市に提供していただいた場合、我々行政職員には法律で守秘義務が課せられていることから、それが担保になりますが、他の市民には担保するものがないので議論の前提では考慮していただければと思います。
委員長	自治基本条例が最初に作られた時期では、行政は情報を市民にきちんと提供していないのではないかと考えられていたと思います。このため、情報共有や情報提供について条例に規定を置いたものと考えられます。最近では、市民からの情報提供という観点も考えられると思います。
山口委員	NPOのようなまちづくり関連団体については情報提供などについて規定していかないのでしょうか。
委員長	恵庭市として考えるのは構いませんが、持っている情報量でいうと圧倒的に行政ですので、行政側に情報提供や情報共有を書くというのが一般的です。
高橋委員	江別市の例ですが、「市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応する」と書いてある部分がありますが、市民からの提案等を受け止めるということはここに書くのか他に書くのかということはどうでしょうか。市長の責務のところにはそういったことを盛り込んでいるところが多いと思いますが、ここに書くというのはどうなのでしょう。
委員長	江別市では市長の責務にはそういったことを盛り込まず、ここに書くようにしています。
事務局	江別市の規定ぶりを見ると、「市は」と義務を課し、「市」の定義を見てみると、市長等と議会となっていることから、市長と議会とその他の執行機関すべてに義務を負わせるためにここにこのように書いていると考えられます。そういったことを考えると、市長の責務、情報共有、行政運営などで書くことは考えられると思います。
雪下委員	市民からの意見に対してどのようにするかという対応ですが、市民から言われたからそのようにするというものではないと思います。
高橋委員	情報共有や情報提供について「何のために」という目的を絞って書くと良いと思います。個人情報に関連でいうと、目的を絞って書けば問題がなくなると思います。
委員長	最初に目的をはっきり書くのは分かりやすいかもしれませんが、そうした場合は、少し強めに書くことになってしまうかもしれません。
鎌倉委員	恵庭市の公式ホームページにある掲示板は、誰が読んでいるのかと考えます。
泉谷委員	掲示板は廃止してもらいたいと意見したことがあります。

藤本委員	誹謗・中傷については市の管理者が削除しています。元々は、まちづくりに関しての電子会議室のような機能を考えていたはずですが、市民からの意見が集まれば廃止も考えることになるのではないのでしょうか。
鎌倉委員	掲示板に書かれた情報は行政では共有しないのですか。
委員長	掲示板ですのでそれ以上はないということになるでしょう。今までの様々なご意見を基に部会で議論いただきたいと思います。 次に、条例で用いる文体についてそろそろ決めたいと思います。一般には「である調」が多いのですが、最近では「ですます調」が増えてきています。
高橋委員	自治基本条例などに限定しないで「ですます調」で書かれた条例というのがありますか。
事務局	恵庭市には2件あります。条例を作るときにどういった文体を用いるかは、公文書規程という訓令で「である調」で書くという決まりがあります。前述の2件は、例外規定を適用させて「ですます調」としたものです。男女共同参画に関することを規定した条例ときれいなまちづくりについて書いた条例の2件が「ですます調」です。
高橋委員	ということは、基本的には条例は「である調」で書くということですね。
委員長	規制条例は「である調」になると思いますが、その2件のように規制条例でないものについては、「ですます調」もあるということだと思います。
高橋委員	「ならない」という義務を書くときに「なりません」と書くのには違和感があります。
小山副委員長	職員が作る場合は訓令の適用があるということでしたが、この市民委員会のように市民が作るという場合はその適用がありますか。
事務局	最終的には、議会に議案を提出するのは市長で、自らにも訓令は適用されますので、素案の書きぶりに関わらず最終的には市長が決めることとなります。
小山副委員長	男女共同参画の条例を作ったときに座長を勤めましたが、小学校4年生程度が読んで分かるような条例にしようということで「ですます調」で書きました。
委員長	稚内市で作ったときも法制担当からは反対されましたが、市長の強い意向で「ですます調」になりました。最終的な判断は市長になりますが、委員会としての方向は決めたいと思います。
高橋委員	原案についてはどちらのパターンでも書くことができますか。
事務局	努力したいと思います。
委員長	場合によっては両方を作ってみるということも考えてもいいかもしれません。
雪下委員	この条例は、議会で可決された後はどうしますか。市民に配るということをしめますか。



事務局 今確実にこうしますということは言えませんが、全戸に配布することなども考えています。作ることが目的ではなく、皆さんに知ってもらうことが大事だと思っています。

高橋委員 視点としては分かりやすさということが大事で、もうひとつはこの条例の受け止め方というものの2点を考えることになると思います。

小山副委員長 市民に理解をしてもらいやすく、かつ、規制条例ではないということを考えると「ですます調」が良いように思います。

高橋委員 趣味の問題になりますが、「である調」が良いと思います。

鎌倉委員 多数意見に従いますが、「である調」が良いと思います。

藤本委員 行政職員としては「ですます調」には違和感がありますが、市民の皆さんの意見で決めていただいて良いと思います。

雪下委員 私は、「ですます調」が良いと思います。きつく書くと役所が命令しているようなイメージを持たれるのではと危惧します。

事務局 両方の原案を用意したいと思います。また、提案する市長の意向も聞いてみたいと思います。

委員長 あと、議会議員の意向ということもあるかと思いますが。

高橋委員 以前行政職だった頃、敬称を「殿」から「様」に変えたときにものすごい違和感がありました。しかし、現在「殿」と用いているのを見ると、ものすごく古臭く感じます。なので、感覚という部分なのかもしれません。

委員長 事務局で両方を出してもらえますか。

事務局 部会では、文案を出すような段階にきています。そのときには両方の書き方で出してみるということを考えています。

委員長 分かりました。フォーラムで集まった市民に聞いてみるということも考えてもいいかもしれませんが。それでは本日の委員会はここまでにしたいと思います。皆さんお疲れ様でした。

A large rectangular area with horizontal dashed lines, resembling a writing template or a form for text entry. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page, providing a guide for writing.

A large rectangular area with a solid black border and horizontal dotted lines, resembling a writing template or a page for notes. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page.

A large rectangular area with a solid black border and horizontal dotted lines, resembling a writing template or a form for text entry. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page.

A large rectangular area with horizontal dotted lines, resembling a writing template or a form for text entry. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page, leaving a small margin at the top and bottom.